

令和 6 年 第 6 回 美 郷 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 6 年 9 月 1 2 日（木曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	熊谷隆一	２番	村田薫
３番	鈴木正洋	４番	藤原政春
５番	高山茂雄	６番	高橋邦武
７番	深澤均	８番	伊藤福章
９番	高橋正和	１０番	泉美和子
１１番	深沢義一	１２番	熊谷良夫
１３番	澁谷俊二	１４番	長谷川幸子
１５番	鈴木良勝	１６番	森元淑雄

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	小田長光仁	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子
農業委員会 農事務局長	佐々木龍悦	教育長	栗林守
教育推進監	青谷千里	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（森元淑雄） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は、7名であります。

一般質問の順序は、通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言をしてください。

◇深 沢 義 一 議 員

○議長（森元淑雄） 最初に、11番、深沢義一議員の一般質問を許可いたします。深沢義一議員、登壇願います。

（11番 深沢義一議員 登壇）

○11番（深沢義一） 改めましておはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問の要旨は、今年11月に改選期を迎える町長選に向けての町長の考えを問うものであります。

町は今年20周年を迎えました。人の人生に例えるならば成人の節目を迎えました。平成の大合併県内第1号として誕生した我が町美郷町、この20年間の歩みは人口減少という、大きな時代の流れの中、確かな足取りを示してきたと思います。

町長が時々口にする「ゆっくり急ぐ」の言葉のとおり、急ぐべきはしっかりとした計画のもと、急速な時代の変化に則した確かな足跡を残してきた20年間であったと思うところであります。

20年前、融和と前進を旗印にスタートした松田町政、その言葉のとおり、この20年で融和は確実に図られ、もはや合併ではなく、その象徴は美郷中であり、「心一つに未来を築く」校訓のもと、卒業した生徒も1,920人に上るところであります。

そして前進、企業誘致や連携協定など、活性化につながる取組は多岐にわたり、龍角散との連携協定においての生薬の里構想あるいは突然変異で生まれた白色ラベンダー、美郷雪華から発展する様々な企業との連携など、常に町と住民との連携のもと、前進しているところと感じておるところです。

また、その前進を支えているのが財政面での運営であります。合併当初町の債務残高、いわゆる借入金の額は165億円ほどでした。それがこの20年で89億円ほどに削減され、また、基金残高、いわゆる預金残高は18億円から68億円ほどと、4倍近くに増え、安定した財政運営も進めているところであります。

こうした成果、足取りの行財政運営については、町長のリーダーシップによるものが大きいものと、その手腕は町内外から高く評価され、多方面からさらに上を目指して活躍してほしいといった声も聞かれるところでございます。

そうした中で改選期を迎えるに当たり、町への思い、町長の描く町の将来像など、第3次総合計画にもありますけれども、再度お聞きし、その上で、改選に向けたお考えをお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

私はこれまで町民の幸せ感に町政がどう寄与できるのか、それを意識し、各般の取組を考え、推進してまいりました。

その推進の基盤は、町職員と町の財政であり、そのため、折に触れて職員との施策等に関する共通認識の醸成に努めるとともに、職員能力の向上に努め、また、財政の健全化についてもかなり気を配り、各般の対応に努めてきたところです。

町民の幸せ感につきましては、まさに人それぞれですが、美郷町での生活に満足感を覚え、その満足感に内在している幸福感について、町民がそれぞれ認識できる町になることを目標に、これまで汗を流してきたところです。

現在の町の姿については、必要な施設や制度は一定の水準にあると認識しており、また、そうした認識の延長線で整理したい町民の幸せ感も、民間企業の直近の調査結果では、町民自身が感じる「街の住み心地」や「街の幸福度」の評価が県内トップクラスに位置しているなど、目指す姿に少しずつ近づいてきているものと認識しているところです。

一方、行政を取り巻く状況は、社会環境の変化に伴い、常に新たな課題が生じ、それに適切に

対応することが求められる状況にあります。

こうした状況を踏まえながら、町民がさらに町に自信を持つとともに、住む満足感、幸せ感がさらに膨らむ町になることが私の考える町の将来像ですが、そうした将来像に近づいていくためには、今後も社会環境の変化に伴う諸課題に適切に対応しながら、特徴のあるまちづくりに各般の取組を展開していくことが必要ではないかと考えております。

そうした認識及び現在進行形の町の取組状況を踏まえるとともに、いろいろな声をいただいている中で、今後について熟慮に熟慮を重ねましたが、引き続き町政の牽引役として頑張りたい思いに至り、次期町長選挙に挑戦する決意を固めました。

自分の政治信念である公平、誠実、展望の3つの言葉を大切に、町民が美郷らしさを誇り、他者に語りたくなる美郷町になるよう、汗を流せる立場を目指してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、11番、深沢義一議員の一般質問を終わります。

◇村 田 薫 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、2番、村田 薫議員の一般質問を許可いたします。村田 薫議員、登壇願います。

（2番 村田 薫議員 登壇）

○2番（村田 薫） 通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問事項の1つ目です。教職員のストレス対策について。

質問の要旨に入っていきますと、6月初旬に美郷中学校教職員の家族より次のような相談がありました。毎日の業務量が多く、夜遅くに帰宅しても学校の事務仕事などをやらなければならない日々が続いている。夜遅く休む際には階段や廊下で大きな声を出して自分の部屋に入っていく姿を見ると、精神的なストレスを感じているのではないか、とても心配であるといった内容でした。

そこで、全国の公立学校の教職員が加入している公立学校共済組合では、どのような考え方や対応をしているのか調べてみました。組合で実施している教職員のストレスチェックによりますと、心身のストレスが強く、医師の診断が必要な者は11.7%となり、精神疾患で休職する者が多いと公表されておりました。

相談者に原因として何か思い当たるようなことはないのか、家族に相談するようなことはないかも尋ねてみたところ、次のような話がありました。美郷中学校では、特別な支援を要する生徒のために特別支援学級が設置されていますが、特別な指導や支援を要する生徒が年々増加している。特別な支援を要する生徒は、普通学級にも複数存在しており、そのような生徒への指導で毎日大変難儀している。これに加えて、保護者の過度な要求や苦情などに対応する事務量の増加で、多くのストレスを感じているのではないかとのことでした。

このような現状を踏まえまして、生徒や教職員、保護者にとって何かよりよい解決法について、教育長のお考えを伺います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えします。

教職員のストレス対策についてであります。令和5年度的美郷町における教職員の時間外勤務は、平均で小学校が月35時間、中学校が約56時間という状況であります。

町教育委員会では、県教委が策定した「教職員の働き方改革推進計画」を踏まえて、美郷町立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則により、勤務時間の上限を月45時間以内、年360時間以内と定めて、教職員の業務量を適切に管理していくこととしております。

具体的な取組といたしましては、週1回以上のノー残業デーや長期休業中の学校閉庁日の設定、ICTを活用した保護者との連絡業務の改善などを進めております。

また、今年度教職員をサポートする専門スタッフとして、県から町に学校サポーターと学校支援スタッフ合わせて4名が配置されました。

昨年度よりも2名の増員であり、教職員の業務をサポートすることで負担軽減につなげていきたいと思っております。

教職員のストレスチェックにつきましては、令和3年度から「秋田県総合保健事業団」のストレスチェックを採用し、高ストレス者には、本人の同意を得ることで健康管理医等による面談、各種健康相談事業、メンタルヘルス対策などを整備し、教職員の心と体の健康保持、増進に努めているところであります。

議員ご指摘のとおり、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常学級に在籍して、特別な支援が必要な児童生徒の数は近年増える傾向にあります。このことに対応するため、町予算により学校生活支援員を中学校に5名、小学校に合わせて14名、計19名を独自に配置して教職員の負担軽減

を図ってきております。

特別支援教育は、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が求められており、児童生徒の実態等の把握や適切な指導方法、各障害に応じた基本的な対応、ＩＣＴの効果的な活用などについて、研修を行っているところです。

特別支援教育を含めた諸課題についての理解や対応については、担任一人だけで悩むのではなく、学校全体の問題として捉えて、全教職員で考えるとともに、家庭や地域社会との連携、協働の推進を図りながら、教職員の負担軽減につながるよう、町教育委員会としてもサポートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）村田 薫議員の再質問を許可いたします。

○２番（村田 薫） 私は、この父兄の方々のことについて、もうちょっと触れてみたいんですけども、教職員にかなり高圧的な理不尽な要求を繰り返す保護者をモンスターペアレンツと呼ぶらしいですが、教育長もご存じのとおり、モンスターとは規格外とか怪物という意味があり、このペアレンツの抗議から受けるダメージというのはかなり大きいと思います。

これには、今負担を軽減するために人員を教育長は、何人か今配置しております。ということでしたけれども、高度なものにつきましては、警察や弁護士、または退職した校長先生といえますか、経験者、こういった人方を利用してはどうかと私は思うんですけども、そこら辺ちょっとお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。教育長、自席でお願いします。

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えいたします。

学校にはいろいろな質問が寄せられていることは事実であります。

先ほども申し上げましたように、学校にはいろいろなスタッフもございますが、大事なところは、やはり学級担任一人だけで悩むのではなくて、いろいろな相談が寄せられたときには、近隣の教師あるいは管理職も交えた学校全体で考えていく必要があろうかと思います。

また、今はいろいろな関係機関が相談に乗ってくださる部分がございますので、そういう関係機関も頼りながら、よりよい解決方法を学校全体として考えていくことが大事ではないかなというように考えます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○2番（村田 薫） 質問事項の2つ目に移ります。

議長から許可をもらっておりますが、次は、このヘルプマークのことですけれども、ちょっと説明しますと、これをヘルプマークと呼んでいます。これ欲しい人は誰でももらえるものではなく、体の外観からはよく分からない、体の内部に障害を持っている者……

○議長（森元淑雄） 村田議員、もうちょっと高く見せてください。

○2番（村田 薫） 体の内部に障害を持っている者などに配布されております。

これは、そういう、これを持っている人を少し思いやりを持って見てやってくださいとアピールするようなものと思ってください。

それでは、質問の要旨に入っていきます。

障害のある者に対する理解の普及促進は重要と考えているところですが、町が行うヘルプマークの普及促進のための取組に対し、町へ理解促進研修・啓発事業などとして国から財政的な支援が行われているとされております。

このヘルプマークの認知度をもっと拡大してもらい、一層の周知、啓発のため、学校教育の現場においても取り組んでもらいたいと思っております。

教育長のお考えを伺います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えします。

ヘルプマークの認知拡大についてですが、障害のある方や難病を抱えている方、認知症の方、妊娠初期の方などを対象に、県や各市町村において、平成29年12月からヘルプマークの配布を行っており、当町では令和6年8月末までで80個配布しております。

事業の周知につきましては、福祉保健課窓口や広報、ホームページをはじめ、美郷フェスタや認知症カフェなど、様々な機会を通じて障害者やそのご家族に限らず、町民の皆様へ障害のある方に対する理解の普及啓発促進を目的の1つとして行っているところです。

また、2月に美郷町公民館で行われた「美郷町障がい者自立支援セミナー」においてもヘルプマークを取り上げていただいております。

学校教育の場では、福祉をテーマとした総合的な学習の時間や町内各小学校において認知症の理解を深め、認知症の方をみんなで見守ることにつなげるため、毎年実施されている認知症キッズサポーター養成講座においても、ヘルプマークについて取り上げてもらうよう、働きかけてい

きたいと思います。

このように、授業や活動など、学校でのいろいろな場면을捉えて子供たちの福祉教育の充実に努めてまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ございません」の声あり）

これで、村田 薫議員の一般質問を終わります。

◇ 深 澤 均 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、7番、深澤 均議員の一般質問を許可いたします。深澤 均議員、登壇願います。

（7番 深澤 均議員 登壇）

○7番（深澤 均） 通告に従って一般質問を行ってまいります。

第1点目は、乗合タクシーの自宅前乗車とありますけれども、乗降に訂正願いたいと思います。足腰が弱く歩くのがつらい、そんな人に自宅前から乗降できる乗合タクシーを実現できませんか。

乗合タクシーについては、これまでもいろいろ質問をしてきました。初めは、医院やスーパー前で降りられませんか。次の機会には冬期だけでも自宅前から乗降できませんかという内容でした。

町からも少しずつ改善をしていただいて、現在は医院やスーパー前で乗降できる現状にあります。

昨年総務産業常任委員会で訪れました千葉県多古町では、自宅前からの乗合タクシーを実現していました。雪深い美郷町からすると、羨ましい取組に衝撃を受けたところでありました。

続けて、本年教育民生常任委員会の行政視察は、岡山県美咲町、奈義町の少子化対策、子育て支援施策、香川県三豊市の介護共同送迎などについて研修を行ってまいりました。それぞれ大変参考になった有意義な研修でありました。

研修の中で乗合タクシーについても説明があり、3市町とも自宅前からの乗降が可能なことに驚きました。

そこで、岡山県内、千葉県内の乗合タクシーの乗降場所を確認してみると、ほとんどの自治体で自宅前乗降を実現していました。

私が願うのは、足腰が弱く、乗合タクシーを利用できずにいる方も400円で利用できることです。

重い買物を持ち歩くこともなく、自宅前で乗り降りできることで外出する機会が増えます。さらには、高齢者の免許返納が予想され、交通事故防止につながると思います。

以上のことから、自宅前乗降の実現について、町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

乗合タクシーについては、平成21年度からの本格運行後、利用者ニーズを踏まえながら、できる範囲の対応として、旧町村ごとの区域運行の廃止による町内全域運行への変更、1日当たりの運行便数の増加、土曜日運行の追加、拠点施設の追加、それに伴う利用料金の見直しなどの改正を行い、利便性の向上に努めてきており、現在は町内330か所の乗降所と町有施設や商業施設など38か所の拠点間で運行しているところです。

こうした制度改正に当たっては、行政サービスとしての妥当性等を整理しつつ、タクシー事業者やバス事業者と長期にわたる意見調整を行い、その上で国、県の交通政策担当機関、交通事業者、住民代表者などで構成する「美郷町地域公共交通活性化再生協議会」で議論を重ね、各方面のご理解とご協力のもとで制度改正してきているところです。

本町の乗合タクシー制度には、町としては福祉サービスとしての移動手段の確保を実現しつつ、交通事業者からは通常の営業収入に影響を及ぼさない制度内容であることが求められ、そのため、両者の合意点として、自宅前からではなく、乗り降りに安全で運行事業者と合意できる箇所に乗降所を設けるとともに、拠点についても、町有施設や商業施設などに絞って制度構築してきたところです。

この点も踏まえ、議員ご紹介の事例を調査したところ、当該自治体内のタクシー事業者は、乗合タクシー制度を通常のタクシー営業と切り離して考えていること、競合する路線バス事業者も乗合タクシー事業に協力的で、民業圧迫の意識がないことなど、地域の状況に差異があることが分かりました。

町としては、今後乗合タクシーの乗降所を自宅前とすることについて、改めて交通事業者と意見交換を行うとともに、公金を支出する乗合タクシーがどうあることが望ましいかを改めて検討し、各方面で制度改正の整理がつくようであれば、美郷町地域公共交通活性化再生協議会に諮り、協議していただくようにしてまいりたいと存じます。

なお、このたびのご質問を受けて、他自治体の事例を把握したわけですが、ご提案の制度改正に関する検討と併せ、現在の料金体系の妥当性についても、改めて県内自治体の例と比較、検討

してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均議員の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均） 今までとはちょっと違って、前向きな答弁と承りました。

ぜひとも実現に向けて、町のリーダーシップを取っていただきたいと思います。

これ、参考までにですけれども、岡山県の奈義町では、町内に産婦人科がないということで、隣の津山市の日本原病院で通院できることも津山市と協議をして実現しているというようなことでした。

美郷町も同じように、産婦人科がありませんので、同様な対応が今後も求められるものなのかなというように思いますけれども、また、それとは別に、身体障害者、それから免許返納者などについても、通常の料金から割引いて行っている、100円程度でありましたけれども、割引いて行っている自治体も大変多く見受けられたところでもありますので、今後来年度になるかもしれませんが、再生協議会での話合いの場ではそういうこともちょっと検討の材料にしていただければなというように思いますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。町長。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

隣接自治体までの延長については、先ほど申しましたとおり、既存の交通事業者との調整を経なければできません。奈義町がどういう交通事業体系なのか存じませんので、その部分について同列で比較していいのかどうかというのはきちんと整理が必要だと思います。

それから、割引制度につきましても、先ほど言いましたが、今回の事例把握を踏まえまして、制度改正と併せて現在の料金体系が妥当なのか、改めて比較検討する中で1つのテーマにしたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、次の質問に移ってください。

○7番（深澤 均） それでは、次の質問に移ります。

地方就職学生支援事業についてであります。

さきの6月定例会において、地方就職学生支援事業が議決されました。事業内容としては、東京圏に住む大学生が地方企業に就職するための面接等の交通費を補助するという内容で、採用が

決定しますと、令和7年度に移住費用の補助対象に予定されているところであります。

東京圏から地方への人口流動を促す内閣府の事業ですが、多くの若者の定住を望む町側からすると、公平性の立場からも全国各地で学び、美郷町に戻って暮らしたいと願う学生全てを対象に、町独自の施策を検討すべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

地方就職学生支援事業につきましては、東京圏内のキャンパスに通う大学生が秋田県内の企業の採用活動に参加するための交通費を助成するもので、6月定例会で議決をいただいたところで

す。

この補助金は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、東京圏への一極集中の是正を目的に行う事業であり、その対象は東京圏、具体的には東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県となっており、それ以外の地域に通う大学生は対象とならないことは議員ご承知のとおりです。

そこで、この対象を東京圏のみならず、全国の学生へ拡大し実施すべきとのご質問ですが、まず、現行の既卒者に対する支援について説明いたします。

既卒者が秋田県へUターン等をし就職する場合には、現在公益財団法人秋田県ふるさと定住機構が実施する「Aターン企業面接交通費助成金」という支援制度があります。これは、Aターン登録をした上でAターンプラザ秋田、またはハローワークからの紹介を経て秋田県内の企業の採用面接をした場合の交通費を助成するもので、関東、北海道は2万円、東北は1万円、近畿、中部は2万5,000円、九州、中国、四国は3万円を上限に助成するものです。

秋田県ふるさと定住機構に確認したところ、本事業を利用した美郷町出身の方は令和5年度で1名、令和6年度は、9月5日時点で2名いるとのことでした。

一方、新卒者に対する就職活動の助成について、県に確認したところ、県内では首都圏以外に独自で拡大しているケースは把握していないとのことでした。

また、この国の事業の実施前に市町村独自で就職活動に対する助成を秋田市やにかほ市で実施していましたが、いずれも既卒者向けへの支援でした。

このような状況の背景には、新卒者については地元に戻って就職する意思を持っている方にとっては「補助金があるから地元に戻る、補助金がないから地元に戻らない」ということではなく、また、就職先にこだわりのない方にとっても、「補助金があるから地元で探す、補助金がないから地元で探さない」ということではない。つまり、補助金支給の効果検証が難しいということがあ

るものと認識しております。

こうしたことを踏まえ、現在のところ、町としては独自の助成を実施する考えは持っておりません。

なお、さきに予算を認めていただきました地方就職学生支援事業の趣旨は、東京圏一極集中の是正が実施目的ですので、一極集中していないところからUターンを促進する支援とは事業趣旨が異なりますことにご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

それでは、3つ目の質問に移ってください。

○7番（深澤 均） それでは、最後の質問に移ります。

リリオスのエアコン設備についてであります。

もうそろそろエアコン設備してもらいたい。これは、県民スポーツ、バドミントン大会でのリリオスに期待する声のようであります。美郷町総合体育館リリオスは、平成16年に屋内スポーツ大会国内基準を満たした立派な体育館で、町民の自慢でもあります。3年後の平成19年には、秋田わか杉国体のバドミントン会場になり、その後の東京オリンピックではタイバドミントンナショナルチームの事前合宿地に選拔されました。さらには、スポーツメーカーのヨネックスと連携協定を結ぶなど、リリオスとバドミントンを核としたスポーツ振興の取組は、秋田県のトップランナーの立場にいるものと感じています。

リリオスは、年間を通じて多くの大会が開催されていますが、バドミントンや卓球は外気の風を遮断して行う必要があります。夏場の大会は、気温プラス選手の熱も加わり、サウナ状態になることもしばしばで、体調を崩し、熱中症で救急搬送される事案もあるようです。

昨年8月31日には、横手市で39.2度と、日本一の暑さを記録、今年は各地で40度を超える暑さなど、近年の日本の夏は異常であります。このような暑さに対して、様々な分野で暑さ対策が喫緊の課題となっていますが、リリオスの暑さ対策に対しても期待が高まっているようです。

また、町民からは、近年頻発している夏場の大災害時の避難場所としても最適ではとの意見をいただきました。実際リリオス内を見学させていただきましたが、まずは、トイレの多さに安心感があります。加えて、簡易な調理室、会議室、ウオーミングアップ室、ロッカー室、シャワー室、授乳室などの設備が整っています。あとはエアコン設備だけでスポーツ振興に限らず、万が一の避難場所としての活用は、町民の安心安全につながるものと思います。

エアコン設備には多額の費用が必要との試算も聞きましたが、今後三、四十年の使用期間を考えると、頑張って今の機会にと私は思いますが、町長の見解を伺います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

近年の夏の暑さは従前とは違い、屋内外での活動について十分注意を払うことが必要な環境にあると考えています。

そうした状況下でも町民がスポーツに親しみ、健康増進につながる環境を整備していくことは、スポーツ振興を図る上でのポイントと捉えており、公共施設における熱中症対策については、リリオスのみならず、町内のスポーツ施設に熱中症指数計を設置し、スポーツ庁からの通知に基づき発行されている公益財団法人日本スポーツ協会の「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」等を参考に、施設利用者への周知と安全対策に努めているところです。

また、第75回県民スポーツ大会バドミントン競技が7月5日から7日にかけてリリオスで開催され、この大会から熱中症対策の一環として、それまで不可としていたアリーナ内及び観覧席での飲食を可能とし、積極的な水分補給を促しております。

その後、8月23日から25日にかけて開催された第51回東北総合スポーツ大会バドミントン競技及び東北バドミントン選手権大会では、移動可能な冷房機器であるスポットクーラーをアリーナ2階観覧席4か所に設置し、さらなる熱中症対策に努めたところです。

その結果、連日30度を超える外気温でありましたが、体調不良等による救急搬送もなく、一定の効果があったものと認識しております。

こうした状況を踏まえ、町としては、今後2階観覧席等での体調不良を回避するため、必要時にはスポットクーラーの設置を検討するとともに、アリーナ内については、必要時において既設のエアコン冷気がアリーナ内に流入するよう、各室及びアリーナドアの開放を行ってまいります。

また、引き続き適切な休憩、水分補給などの徹底について周知してまいります。

美郷町地域防災計画において定める指定避難所についてですが、1次指定避難所3か所、2次指定避難所34か所とし、リリオスは2次指定避難所としております。2次指定避難所として、夏期にリリオスを使用する場合は、通常練習や大会時と同様、1階フロアの既設エアコンの冷気をアリーナ内に流入させるよう工夫するとともに、2階観覧席にスポットクーラーを設置するなどの暑さ対策を実施してまいりたいと考えております。

リリオスにつきましては、当面こうした対応で暑さ対策を講じてまいりたいと考えており、現

段階においては、エアコン整備を考えておりません。

なお、エアコン整備を行う判断とする場合には、当然ですが、経常経費も増嵩しますので、財政状況を踏まえて、利用料金の改定の検討は避けて通れませんので、付言いたします。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）深澤 均議員の再質問を許可いたします。

○7番（深澤 均） こういう話を聞いて、私も実際東北ミニ国体といいますが、8月の折には実際に会場に行って様子を見てまいりましたけれども、当日やっぱり県からスポットクーラー、小さいスポットクーラー2台と、町で用意した2台と、4台が隅々で稼働していましたけれども、それでもあの日は30度行くか行かないかぐらいの気温でありました。それでもものすごい、やっぱり汗だくのアリーナ内でありましたし、あれが35度を超えるような日になると、やっぱりスポーツ選手というのは極限まで頑張るといえるか、そういうあれがありますので、そういう健康面というか、安全面では非常に危惧される状況だなというように思っております。

ちょっと視点は違いますが、美郷町では公共施設整備基金として17億円ほど積んでおられますけれども、まさにこういうところに使ってほしいなというように思うところであります。

この後も暑さは多分予想ですけれども、涼しくなるということはない、どんどん上がっていくというようなこともありますので、やはり、近い将来いつかの段階で決断せざるを得ないような状況になるのかなというように思っておりますけれども、その点について、整備基金の考え方ですけれども、そこら辺のところをざっくりとしたご意見をいただければと思います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。町長。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、夏期におけるスポーツについては、運動すると汗は必ずかきますので、どういう環境が望ましいかという一定の認知される基準が今国内においてない状況において、リリオスがいかにもひどい環境であるようなご発言は違うのではないかとということにご理解をお願いします。

その上で、公共施設整備基金の使い方についてですが、ご存じのとおり、スポーツ施設以外、学校、庁舎、集会施設、もろもろございますので、全般に使うために公共施設整備基金をこれまで積み立ててきております。

また、これまでも各般の大規模改修等においては、公共施設整備基金を財源として活用してきております。

リリオスもその中に入るわけではありますが、エアコン整備のために限定するような基金の運用

については考えておりません。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、7番、深澤 均議員の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋議員

○議長（森元淑雄） 次に、3番、鈴木正洋議員の一般質問を許可いたします。鈴木正洋議員、登壇願います。

（3番 鈴木正洋議員 登壇）

○3番（鈴木正洋） 通告のとおり、防災情報の音声による伝達について、一般質問をいたします。

美郷町は、防災行政無線と緊急告知FMラジオを使い、防災情報を音声で同報しています。この2つのシステムの今後の在り方について、今回はお聞きします。

今年1月、町議会が町内団体と行った意見交換会の中で、「防災行政無線の情報が家の中では聞きづらいときがある。熊出没情報など、緊急告知FMラジオで放送できないか」といった声がありました。

最近の住宅は防音性が高く、防災行政無線の放送が聞き取りにくい家が増えています。荒天時においてはなおさらのことだと思います。

これと同じ話は、前に一般質問でも取り上げられました。町民が望んでいるのは、防災行政無線の放送を明瞭に聞きたいということであり、求められているのは緊急告知FMラジオではなく、「防災行政無線を家で聞ける戸別受信機」にあると考えます。

緊急告知FMラジオは、一般的にはコミュニティFM放送で使われるシステムです。FM秋田のような、全県域を聴取エリアとする放送局が防災行政無線やコミュニティFM放送のように、地域を限定した放送をすることは難しい面があります。

FM秋田と提携して、緊急告知FMラジオを利用している自治体は、美郷町と小坂町、羽後町です。このうち小坂町と羽後町は、防災行政無線を持っていないため、音声を同報する第一システムとしての位置づけです。

でも、美郷町には防災行政無線があります。最近は防災メールや町公式LINEへの登録も進み、メディアの利用状況にも変化が見られます。

このような中、毎年それなりの経費を負担し、緊急告知FMラジオというシステムを使い続け

るべきなのか、考え直す時期が来ているのではないのでしょうか。

そこで、次の6項目についてお伺いします。

①緊急告知放送の利用実績。

平成29年夏の全県的な豪雨の際には緊急告知FMラジオを使った放送がされたそうですが、それ以外の美郷町に限定されるような豪雨や土砂災害などの場面において、要望した放送が迅速に行われたかどうか。これまでの利用実績についてお伺いします。

②機器の管理と追加購入の必要性。

令和3年度から毎年緊急告知FMラジオの追加購入費用が予算に計上されていますが、その額は年々増加しています。しかし、美郷町の世帯数はここ10年ほど横ばいで、6,600世帯から大きな変化はありません。機器に故障がなく、貸与と回収が適切に行われていれば、追加購入する必要はないと思われます。運用開始から8年を迎え、当初とは状況が違ってきているのでしょうか。

機器の管理は適正か、追加購入は今後にも必要になるのかお伺いします。

③防災行政無線の戸別受信機の導入を。

防災行政無線の1つの方式に280メガヘルツの電波を利用したシステムがあります。ほかと比較したメリットは、電波の出力が200ワットと強く、到達性に優れ、波長が約1メートルと小さいため、建物の窓からも入りやすく浸透性が高いという点です。つまり、戸別受信機を導入しやすいシステムだということです。

防災行政無線には様々な方式があり、戸別受信機の導入が簡単にいかない場合もあると承知してはいますが、町民が望んでいるのは、「防災行政無線を家で明瞭に聞けること」にあるので、導入に向け、研究、調査に取り組んでほしいと思います。

④緊急告知FMラジオを今後どうする。

緊急告知FMラジオの使用状況を周囲に尋ねると、3割ほどの人から「家に設置していない」という答えが返ってきます。「ラジオは月1回誰もいない家で鳴るだけ」「防災メールはどこにいても情報が送られてくるから便利」などが理由です。

緊急告知FMラジオの使用はやめて、その経費を防災行政無線の能力向上に充てたほうが良策ではないのでしょうか。

また、全面的な中止とまではいかなくても、機器の全世帯への貸与を希望者だけの貸与に変更するだけで追加購入の費用は抑えられるはずです。

今後の緊急告知FMラジオについて、どうお考えでしょうか。

⑤防災行政無線の聞こえを改善。

防災行政無線については、戸別受信機の導入と併せて、スピーカーの聞こえの改善にも取り組んでほしいと思います。最近ホーンアレイスピーカーを導入する自治体が増えています。角型のスピーカーを垂直に連結した方式で、従来のトランペット型と比較し、音が遠くまで届きやすく、スピーカー直下でも聞き取りやすい音量で放送されます。

こういった新技術の導入が進めば、現在は130局ある子局の数も減らすことができ、運用コストの削減にもつながると考えます。ぜひ検討してほしいと思います。

⑥火災情報も放送しては。

防災行政無線を使って火災発生情報と消防団出動要請も放送している自治体があります。火事の場所がどこなのかは誰しも気になるところです。美郷町の防災行政無線で火災情報を放送することはできないか伺います。

以上、6項目です。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、「1つ目の緊急告知放送の利用実績」についてですが、平成28年に放送に関する契約をFM秋田と契約締結しておりますが、利用実績は、議員ご説明の平成29年7月豪雨により、町内で床上浸水1件、床下浸水4件、道路、河川、農業施設など38か所に被害が発生した際の避難指示や避難所開設などで3回利用しております。

それ以外はありませんので、それ以降は同程度、あるいはそれ以上の危機的状況がなかったということになります。

続いて、「2つ目の機器の管理と追加購入の必要性」についてですが、新たに転入された世帯に配布しており、年間平均60個ほど貸出ししております。

これは、アパートや借家に入居されたケースも含み、転出の際には原則返却いただいて、清掃後にまた貸出ししております。

令和5年度までに返却されたラジオは60個でしたが、そのうち23個を再利用しております。

なお、こうしたケースも想定し、今年度は20個の購入予定としております。

このように、機器の管理は適切に対応しているつもりですし、今後の追加購入については、緊急告知ラジオによる告知を継続するか否かによりますので、後ほど答弁いたします。

続いて、「3つ目の防災行政無線の戸別受信機の導入」についてですが、現在配布している防災ラジオは、1台1万5,000円ほどです。一方、ご質問の戸別受信機は、町の防災行政無線と連動し

て、同じ音声でお知らせする機器で、1台約5万円です。受信環境が悪い場合は、アンテナ設置費が別途5万円ほど必要となり、全戸に配備するにはざっと試算しますと約4億円の財源が必要となる見込みです。

現在Jアラートで瞬時に放送される内容以外は、ほぼ防災メールや町公式LINEでも情報提供しておりますので、できるだけ防災メールや町公式LINEにご登録いただくとともに、Jアラートを含む防災行政無線の放送内容は、町ホームページでご確認をお願いしたいと思います。

そのため、新たに戸別受信機を導入することは、現在のところ考えておりません。

続いて、「4つ目の緊急告知FMラジオの今後」についてですが、緊急告知FMラジオは、さきに触れましたとおり、平成28年度から配布を開始し、7年が経過しております。このラジオの耐用年数は4年であり、全世帯分更新するとすると、費用は約1億円かかると試算しております。

一方、先ほど述べましたとおり、緊急告知FMラジオを全戸に配布した後に平成30年からは防災メール、令和5年からは町公式LINEで情報を発信してきているところです。

こうした情報伝達手段の充実、多様化の状況を踏まえるとともに、新たな情報伝達手段、具体的にはテレビのデータ放送を活用したシステムの選択もできる状況にありますので、新たな伝達手段の選択可否の検討に併せ、緊急告知ラジオの継続可否も検討してまいりたいと存じます。

当然ですが、その結果は緊急告知ラジオの追加購入の可否にもつながってまいりますので、できるだけ早期にその検討の結論を出したいと考えております。

続いて、「5つ目の防災行政無線の聞こえの改善」についてですが、町で使用しているトランペット型スピーカーに対し、最近では、議員ご説明のホーンアレイスピーカーの採用が多いと伺っておりますが、ホーンアレイスピーカーは、遠くまで音が届く利点がある一方、重量が重く、交換する場合は、現在の支柱で強度十分か、検証が必要となり、強度不足となれば支柱の建て替えが必要となります。

また、子局の削減については、音が達する音達エリアの検証が必要となり、聞こえないエリアがあれば、子局の移設等が想定されるため、コスト削減になるとは言えない不透明さがあるように思えます。

一方、子局の近くの町民からは、スピーカー音声に関する苦情も現在も届いており、ホーンアレイスピーカーに交換した場合、さらにその傾向が強まることが懸念されます。

こうした点を踏まえ、どういう課題があるのかを把握するための調査、検討をしてまいりたいと存じます。

次に、「6つ目の火災情報の放送」につきましては、火災現場に人が集まり、消火活動に支障が

出かねないことを考慮し、現在放送しておりません。大仙仙北地区の火災を含む災害情報については、広域消防本部がテレホンサービスにて提供しておりますので、それでご確認いただきたいと存じます。

なお、電話番号は、大曲仙北広域市町村圏組合消防本部のトップページに掲載されており、町でも町ホームページにその電話番号を掲載しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、3番、鈴木正洋議員の一般質問を終わります。

一般質問途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

（午前10時59分）

（午前11時09分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

◇高 橋 邦 武 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、6番、高橋邦武議員の一般質問を許可いたします。高橋邦武議員、登壇願います。

（6番 高橋邦武議員 登壇）

○6番（高橋邦武） 通告に基づき、豊かな心と人材を育てるまちづくりについて一般質問いたします。

少子化や人口減少、グローバル化の進展、地球規模の問題、格差の固定化など、様々な社会の課題が存在する中、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、教育の果たす役割はますます重要となっていきます。

国では、昨年6月に教育振興基本計画を閣議決定し、教育政策に関する基本的な方針を定め、5年間の教育政策の目標と基本施策を掲げています。

県でも「第4期あきたの教育振興に関する基本計画」を今年度末に定めるため、骨子案に対する市町村の意見照会を行い、基本施策や成果指標を取りまとめることにしています。

この教育振興基本計画は、教育基本法に基づき、地方公共団体が努力義務で策定することに対し、教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体の長による

策定が義務づけられています。

県では、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、令和4年度から4年間の県政運営の指針として策定した「新秋田元気創造プラン」の関係部分をもって教育大綱に代えています。

町では令和4年度に策定した教育大綱を令和7年度までの期間で適時に修正することとし、今年度は、就学前教育・保育を削除していますが、これまでの推進状況をどのように評価し、今後の改定につなげていくのかお伺いいたします。

また、この教育大綱の中にある芸術文化の振興では、野外において芸術に親しみ、癒され、楽しめる空間を創出するため、中央公園エリアに彫刻等芸術作品の設置を進めることにしています。

今年2月に示された第1期基本計画では、今年度から令和11年度までの6年間で6つのゾーンに1基当たり500万円以内の制作費で7基設置することとしており、今定例会の議案第66号に委託料が500万円計上されています。

通常は、第何期かまでの全体計画があり、初期費用、継続支払い費用を試算し、財源の見通しなどを明らかにすべきと思いますし、毎年度制作者が変わる可能性があり、できてみたら全体のコンセプト、すなわち一貫した考え方が合わず、後づけの論理にならないか懸念されますが、町民に対する周知を含め、どのように事業を進めていくのかお伺いいたします。

次に、町長の招集挨拶にもありますが、子供の頃から見慣れた関田円型分水工が登録有形文化財として指定される見通しとなりました。

町内の建造物が国の文化財に登録されるのは初めてであり、地域や関係者に喜びの声が広がっています。

六郷扇状地の特質を利用して、正確公平に給水配分することを目的に、昭和7年当時日本で最も進んだ「円型サイフォン分水工」に着手し、昭和13年の完成以来、10の地域に水を分配しており、明田地の飯詰円型分水工とともに、今も地域の稲作を支えています。

こうした歴史を後世に伝えていくため、今定例会の議案第66号に印刷製本費や看板等製作委託料が計上されておりますが、様々な媒体による周知、誘導案内する表示、バス等の駐車場など、文化振興や誘客促進に向けた活用の取組についてお伺いいたします。

また、昨年3月末付で町ふるさと学習教材「ふるさと美郷は宝箱」を発行し、小学校5・6年生と中学生を対象に町の教育資源を本にまとめ、活用しながら学習を展開しています。

美郷の自然と環境、伝統と文化、歴史、美郷にゆかりの人々、様々な職業の人々など、豊かな心と人材を育てるための内容がたくさん詰まっており、素晴らしいと思います。

多くの人から書籍として販売してもよいのではという意見がありましたが、あくまでもふるさと学習教材として作成したとのことでした。

歴史年表など、町民の手元にあれば便利で、知識が増えると思いますので、全戸配布用に加除修正し、家族の話題となり、美郷を語りたくなることが期待される活用ができないか伺いいたします。

最後に、去る6月21日に県教育委員会は、第8次県高校総合整備計画の素案を公表し、令和8年度から10年間の計画の策定を目指しています。素案の中で、仁賀保、六郷、羽後の3高校は地域の連携などで特色ある学校づくりを進めていることから、入学者数の推移を見極めながら、今後の方向性について検討していくとされています。

にかほ市では、高校があることにより地域ににぎわいが生まれるとの理念から、高校存続に向け市や商工団体などで構成する協議会が今年の5月末に発足しました。六郷高校は、昭和23年の創立以来有為な人材を様々な方面に輩出し、平成15年には福祉科が創設され、その卒業生の約8割が福祉関係の仕事に携わっています。

こうした特徴を生かし、入学者数を増やすため、地域との持続的な連携、協働を推進する高校を目指し、福祉、介護、医療など様々な団体を構成員とする協議会の必要性について伺いいたします。

○議長（森元淑雄） この質問は、町長及び教育長の順に答弁を求めます。初めに、町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町教育大綱は、令和4年度からの第3次美郷町総合計画との整合性を図り、町が目指す教育の基本的な方向性を示しており、令和7年度までを計画期間とし、毎年適宜修正を加えております。

この教育大綱に掲げている施策については、町長と町教育委員会が連携を図ることによって、町の教育行政を的確に推進していくよう、私と教育委員で構成する美郷町総合教育会議を設置し、その事務事業の内容、成果について協議しております。

総合教育会議は、年に2回開催しており、年度の中間でその施策に関する進捗状況、年度末に実績について報告し、その協議結果を翌年度の事務事業に反映し、教育行政の推進に取り組んでいるところです。

教育大綱の推進状況ですが、新型コロナウイルスの感染拡大により中止せざるを得ない事業も

ありましたが、事業内容や実施手法などの見直しを行い、おおむね計画どおり進めることができております。

特に、令和5年度においては、小学校5・6年生による職場体験活動「ミズモの郷キャリアスクール」やタイ王国との中学生相互訪問交流などを再開することもでき、当初計画していた事業成果を上げることができたと考えており、教育委員からも同様の評価をいただいているところです。

なお、令和6年度の組織改編により認定こども園及び児童クラブに関する業務が教育委員会部局から町長部局に移行したことに伴い、教育大綱から就学前教育・保育の部分を削除しておりますが、幼少連携に関しては、切り離せない取組ですので、こども園と小学校との交流や食育に関する項目については、今後も教育大綱に盛り込み、総合教育会議にて協議していくこととしております。

また、教育委員の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うため、美郷町教育委員会外部評価委員会を設置し、その外部評価の結果について、本定例会において議員の皆様にお示ししているところです。

この外部評価では、評価対象となった35事業のうち、「十分成果が上がっている」と評価されたものが25事業、「成果が上がっている」と評価されたものが10事業と、全てにおいて高評価をいただいております。

こうした評価を踏まえ、教育大綱の修正や今後の改定に反映させるとともに、ICTを活用した教育の推進や持続可能な社会のつくり手を育成する環境教育の充実を図り、次世代を担う子供を育てる町を目指してまいりたいと考えております。

次に、芸術文化の振興についてですが、第3次美郷町総合計画に基づき、令和5年度に「美郷町野外芸術空間創出事業」の取組に着手し、令和6年2月、第1期基本計画を策定しました。

第1期基本計画では、令和11年までの事業期間とし、年に1ないし2作品を制作、設置することとしております。

その制作については、私を含む野外芸術空間創出検討委員会で制作候補者を選定し、設置計画及び条件に基づいた模型の制作を依頼、その提出作品を基に選考を行い、制作者を決定することとしております。

制作委託料につきましては、当初予算編成の段階では制作候補者が模型制作を含む委託について承諾してくださるか、不透明であったため、決定した制作候補者の承諾をもって本定例会に補正予算を計上するところです。

なお、現地への設置費用は町負担としており、関連予算は、来年度予算に計上する予定です。

こうした取組の町民への周知については、本議会での施政方針を通じて間接的にお伝えするとともに、令和6年3月に第1期基本計画を町ホームページに掲載し、お伝えすることとしておりましたが、それを失念して掲載しておりませんでしたので、9月6日に町ホームページに掲載したところです。

速やかにホームページに掲載しなかったことにつきまして、おわび申し上げます。

本事業のコンセプトにつきましては、各期ごとに完結する考え方でおりますので、第2期計画を策定することとなった場合、対象地をどこにするか、あるいはその設置基数等については今後のこととなり、第1期計画等に影響は与えないと考えております。

なお、町中央公園を対象としている第1期基本計画において、設置ゾーンや設置作品数を決めておりますので、その部分は確定しております。作品は、毎年制作候補者を選定、選考していく上で決めていく方式ですので、作品全体あるいは空間全体として「多用性を受け入れる」というコンセプトになります。まさに芸術作品が鑑賞者の多様な価値観や感性によってその意義や評価が変わることと同様です。

また、設置予定地は中央公園ですので、今後整備することも子育て支援拠点施設、既設の学友館と併せ、幅広い世代に施設内外において芸術文化を通じた多様な感性、感受性を育んでいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 次に、教育長、登壇願います。

（教育長 栗林 守 登壇）

○教育長（栗林 守） ただいまのご質問にお答えします。

関田円型分水工は、秋田県仙北平野土地改良区が所有するもので、文化庁の文化審議会により、今年7月19日に国登録有形文化財とするよう、文部科学大臣に答申されました。

美郷町では初の登録物件となる見込みで、今後官報告示を経て正式に指定となる予定です。

秋田県教育庁文化財保護室によると、実際に指定になる時期は不明とのことでしたが、これまでの事例を確認したところ、答申から指定までの期間は5か月程度であったことから、年内には指定されるのではないかと考えております。

関田円型分水工は、直径12メートルと、日本国内に現存する最大級の円型分水工の1つで、美郷町内の湧水や農業用水の管理を含む一連の水環境を知ることができる貴重な施設でもあります。

登録後の周知、活用としましては、本定例会に関連予算を計上しておりますが、施設案内板の

更新及び案内リーフレットの新規作成を行いたいと考えております。

また、水のまち美郷を象徴する水関連施設として、所有者である秋田県仙北平野土地改良区とともに連携を図りながら、広報、ホームページなどで周知を図りたいと考えております。

誘客促進に向けた活用の取組についてですが、町内に設置している大型看板等に文化財登録の旨を明記するほか、今年度の新たな取組として、連携協力協定を結んでいる日本航空株式会社のウェブマガジンにおいて美郷町の旅物語として分水工を紹介しているところです。

また、分水工までの案内看板等の点検及び追加設置を検討するとともに、見学者用バスの駐車場につきましては、六郷東根コミュニティーセンターの駐車場を活用したいと考えております。

富山県の先行事例においても、バス駐車場など、新たな周辺の環境整備は行わず、現状のまま維持管理すると聞いております。

関田円型分水工は、先人たちが古来の水不足を解消するため、農業用水の均等化を図った施設であるという原点を踏まえると、華美な観光施設ではなく、昭和初期の農業用水施設としての現状の景観のまま保存活用してまいりたいと考えております。

次に、ふるさと学習教材「ふるさと美郷は玉手箱」についてですが、この教材は小学校5年生から中学校3年生までの児童生徒がふるさと学習のために使用する目的で作成されました。140ページ余りのこの冊子は、議員ご指摘のとおり、本町の「自然と環境」、「伝統と文化」、「ゆかりの人々」、「歴史」、「産業」について触れられており、学校では社会科見学や総合的な学習の時間などにおいて地域を知り、地域のよさを感じ、地域の未来を考える活動に役立てられております。

編集当初より、学校で活用する教材の1つとして作られたものであり、令和11年度までの必要部数が既に印刷を完了しております。一般の方々には学友館で閲覧できるようにしておりますが、編集委員の意向もあって、全戸配布や販売などについては、考えておりません。

次に、六郷高校の方向性についてですが、秋田県立六郷高等学校では、地域と共にある学校を目指し、美郷町商工会、地元町内会、福祉施設経営者、学校関係団体及び町教育委員会等の代表者を委員とする学校運営協議会「六郷高校コミュニティスクール」を令和元年度に立ち上げ、特色ある教育活動に取り組んでいるところです。

しかしながら、令和6年度の六郷高校の入学者数は43名で、令和5年度と比べて3名増加しているものの、平成30年度の102名を境に減少傾向にあるところです。

このような状況を踏まえ、六郷高校同窓会及び六郷高校では、さらなる地域との連携強化と支援の充実を図るため、学校運営協議会を核とした新たな協議会の設置を検討しており、町の参画を依頼されているところです。

町といたしましては、この協議会に加わり、持続的な学校活動の取組を支援し、地域社会のニーズに応じた人材の育成及び地域の活力に寄与してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）高橋邦武議員の再質問を許可いたします。

○6番（高橋邦武） 教育大綱の関係でございますが、過去の経緯を調べますと、平成27年4月の地方教育行政の組織運営に関する改正法の施行に遡ることが分かりました。まず、教育長の任命は町長が議会の同意を得て直接行くと。それから、教育行政の大綱を町長が教育委員会と協議して定めると。それから、町長と教育委員会が協議、調整を行う場として町長の主催する総合教育会が必ず置かれるということなど、地方教育行政における町長の責任と役割が明確になりまして、教育委員会の責任と権限を尊重しながら、町が一体的に教育施策を進めることになって、今年度で10年目を迎えたということでございます。

この間、法律の趣旨を踏まえまして、中立で適切な事務を推進する責務があるということでございますので、毎年度教育等に関する予算を執行いたしまして、適切で適正な教育行政を推進してきたということについては評価に値すると思います。

しかし、大綱に関する文部科学省の考え方を見ますと、対象期間を4、5年程度と想定するということと、あとは教育振興基本計画をもって大綱に代えることができると通知しているところであります。

町の総合計画と同様ということで、基本的には毎年度変更することは必要ないと思いますし、就学前教育・保育についても大綱に含まれるものではないでしょうか。

あくまでも文部科学省は、自らの所管事項しか考えておりませんし、厚生労働省やこども家庭庁の所管事項についても、町では包含する必要があるかもしれません。

そういう意味で、秋田県は総合計画の関係部分を大綱に代えている可能性がございますが、町にとって何がベストかは今後考える必要があると思います。

町長には、豊かな心と人材を育てるために適正、公平な教育行政の推進方針についてご所見をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

町の教育の考え方については、教育大綱が町長が策定し、それを推進するという責務上、大綱が全てであるわけですがけれども、子供たちが心豊かに、感受性豊かに育つということは非常に重

要なことであり、そのため美郷町としてこれまで子供たちが多様な経験をすることによって感じ、考え、行動する機会の付与に努めてまいりました。

その具体例の1つとしては、小学校高学年に入ってから植樹活動であったり、本物講座、それから宿泊経験、また、中学校に至っても本物講座あるいはタイとの交流、様々取組を重ねていくには、まさに多様な経験から子供たちが感じ、考え、行動する、そのきっかけをつくるために取り組んでおりますので、引き続きそうした機会の創出に努め、子供たちが心豊かに感受性豊かな子供に育つように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、6番、高橋邦武議員の一般質問を終わります。

教育長より答弁の訂正がありますので、教育長、自席でお願いします。

○教育長（栗林 守） 先ほどの答弁の中で誤りが1点ございましたので、訂正をお願いいたします。

「ふるさと美郷は宝箱」と申すべきところを「玉手箱」というように答弁いたしましたので、どうかご訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○議長（森元淑雄） 分かりました。

これで、6番、高橋邦武議員の一般質問を終わります。

◇長谷川 幸 子 議 員

○議長（森元淑雄） 次に、14番、長谷川幸子議員の一般質問を許可いたします。長谷川幸子議員、登壇願います。

（14番 長谷川幸子議員 登壇）

○14番（長谷川幸子） 通告に基づいて、一般質問を行います。

初めに、予約制乗合タクシーの乗降所について。

予約制乗合タクシーは、高齢者の移動交通手段としてなくてはならないものとなっています。利用率は30%ほどで、伸び悩んでいるようですが、登録者数は年々増加しており、いずれ利用すると考えている人が多い状況と思われます。

乗合タクシーは運行便数の増加や乗降拠点の見直し、時間帯や曜日の拡大などの制度改善がされ、利用しやすくなっています。

ただ、利用している方から「歳なので乗降所まで歩いていくのがつらくなった」また、町の施設でサークル活動をしている方からも「運転免許証を返納したら乗合タクシーで来ようと思うが、乗降所までが遠い」との声を聞きました。

乗合タクシーは、利用者宅から乗降所までの距離が最長で400メートルと定められています。高齢者が長い距離を歩くことだけでも大変ですが、さらに冬の凍結した道や夏の猛暑の中を歩くことは危険性の伴うことと思われます。

そこで、乗合タクシーの利用者の利便性と安全性を考え、乗降所を自宅前とすることはできないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

さきにご質問がありました深澤 均議員の答弁と重複しますが、乗合タクシーの制度改革に当たっては、行政サービスとしての妥当性等を整理しつつ、タクシー事業者やバス事業者と長期にわたる意見調整を行い、その上で国、県の交通政策担当機関、交通事業者、住民代表者などで構成する「美郷町地域公共交通活性化再生協議会」で議論を重ね、各方面のご理解とご協力のもと、制度改革してきているところです。

本町の乗合タクシー制度には、町としては福祉サービスとしての移動手段確保を実現しつつ、交通事業者からは通常の営業収入に影響を及ぼさない制度内容であることが求められ、そのため、両者の合意点として、自宅前からではなく乗り降りに安全で運行事業者と合意ができる箇所に乗降所を設けるとともに、拠点についても町有施設や商業施設などに絞って制度構築してきております。

町としては、議員ご提案の利用者の寒暑時の安全性の指摘も踏まえ、乗合タクシーの乗降所を自宅前とすることについて、今後交通事業者と意見交換を行うとともに、公金を支出する乗合タクシーがどうあることが望ましいか、改めて検討を行い、各方面で制度改革の整理がつくようであれば、美郷町地域公共交通活性化再生協議会に諮り協議してまいりたいと存じます。

なお、このたびのご質問を受け、他自治体の事例を把握したわけですが、ご提案の制度改革に関する検討等と併せ、現在の料金体系の妥当性についても改めて県内自治体の例と比較検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり） それでは、次の質問に移って

ください。

○14番（長谷川幸子） 災害応急対策の福祉的な支援の取組について質問いたします。

今年元日に発生した能登半島地震から8か月が経過しました。現在も多くの住民が避難所で暮らしています。国の中央防災会議は、6月、災害対策の基本となる防災基本計画を修正しました。ポイントは、今回の能登半島地震で高齢者ら要配慮者が数多く被災したことを踏まえ、災害応急対策に「福祉的な支援」の必要性を明記したことです。

災害時の避難所生活のストレスから健康を害し、災害関連死に認定される人も増えています。災害関連死を防ぐには、避難所の環境整備が重要とされています。

具体的には、市町村に対して、スフィア基準（紛争や災害などの緊急時において「人道憲章」を基に人道対応に関する最低基準が定められている）も、十分踏まえつつ、避難所の開設当初から間仕切りと段ボールベッドを設置することや、栄養バランスの取れた適温の食事、入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保に努めるよう要請されております。

また、指定避難所の保健衛生環境の整備については、仮設トイレなどの早期設営に加え、能登半島地震で有効だった「トイレトレーラー」などの配置に努力することも明記されております。

町民の命を守るため、災害応急対策の「福祉的な支援」及び「トイレトレーラー」を含む保健衛生環境の整備について、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

災害時の応急対策につきましては、町が平成31年2月に策定した「美郷町災害廃棄物処理計画」では、被害状況を把握し、避難所などのトイレが使えないと判断した場合には、仮設トイレの設置を発災後24時間以内に手配することとしております。

仮設トイレにつきましては、町が備蓄する簡易トイレ60基のほか、災害協定に基づきレンタル等で対応する想定としております。

ご質問にあります「トイレトレーラー」につきましては、県内では大仙市が1台所有しておりますが、1台約2,000万円程度の取得経費のほかに維持管理費に相応の負担があると伺っており、町といたしましては、現在のところ、先ほど述べました仮設トイレ設営で対応してまいりたいと考えております。

また、避難所における間仕切りと段ボールベッドにつきましては、間仕切り84セット、段ボールベッド60個を配備しており、食事につきましては、30分ボイルでご飯が炊ける炊飯袋を2,700食

分用意し、同じくみそ汁、スープ、缶詰等を備蓄しているところです。入浴、洗濯など、生活に必要な水の確保につきましては、秋田県を通じて自衛隊に対して要請することにより、仮設給水所の設置や仮設風呂等の提供が可能となるほか、炊き出し支援につきましても自衛隊との協力体制が構築されていることを確認しております。

このように、災害に対する備えは、県基準を踏まえて適正に整えているところですが、改めてスフィア基準を踏まえた場合の状況については確認し、十分でない場合は見直ししてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで14番長谷川幸子議員の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 議員

○議長（森元淑雄） 次に、10番、泉 美和子議員の一般質問を許可いたします。泉 美和子議員、登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、自衛隊への個人情報の提供について質問いたします。

近年自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが以前にも増して強化されています。特に、防衛省が自衛官の募集に関し必要な資料だとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目、氏名、生年月日、性別、住所を紙または電子媒体で自衛隊に提供するよう求める依頼を毎年続け、従来の台帳閲覧による対応から逸脱し、住民の個人情報を名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増しています。

こうした名簿は、主に募集案内のダイレクトメールの送付に利用されます。名簿化は自衛隊にとって最大の勧誘対象である高校3年生、18歳を中心に、近年では大学新卒者の応募も増えていることから、大学がある自治体などでは22歳の住民も対象とされる場合が多くなっています。

町では、自衛隊法97条と同法施行令120条を法的根拠とし、また、2021年2月の防衛・総務両省による通知、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではないを根拠に、閲覧から書類提出と変更しています。

自衛隊法97条第1項は、自治体の長が募集に関する事務の一部を行うと定めるのみで、募集の具体的内容を定めていません。個人情報勝手に提供していいなどとはどこにも書いていません。

また、自衛隊法施行令120条は、防衛大臣が自治体首長に必要な報告または資料の提出を求めることができるとしているだけで、あくまで依頼できるという規定に過ぎません。

これらの法律が名簿提出の根拠にならないとの見解は、多くの弁護士や学者が表明しています。

今年7月、日本共産党のはたやま和也元衆議院議員が行った政府交渉で、防衛省と総務省連名の2021年2月の通知、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてに関しての個人情報の提出に応じない市町村への不利益扱いは生じない。住民基本台帳の一部閲覧にとどめても法令に違反しないことの確認を求めていましたが、防衛省は、後日地方公共団体が国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。知事、市町村長に対して資料の提出を求めているが、強制するものではないと回答を寄せました。

市民の取組などで名簿提出から閲覧に押し戻した自治体もあります。

憲法13条は、全て国民は個人として尊重されると定めています。これに基づき、プライバシー権は、個人の尊厳の根源をなす基本的人権として確立しています。

2022年、兵庫県弁護士会では、市民の個人情報提供行為には憲法で保障された基本的人権の観点から、問題があるとして、自衛隊法97条1項などを根拠として、住基4情報を提供することには、憲法13条によって保障された個人情報保護の観点から疑義があるとする意見書を発表しています。

奈良市で高校3年生の当事者が初めて原告となり、意見訴訟を起こしました。当事者がやめてほしいと直接訴え出しているのです。

プライバシー権を保障した憲法13条に基づき、個人の尊厳を守る立場からも、自衛隊への個人情報の提供はやめるべきではないでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

自衛官等の募集事務につきましては、先ほど議員がご説明のとおり、自衛隊法第97条第1項において、都道府県知事及び市町村長は自衛官募集に関する事務の一部を行うとされており、自衛

隊法施行令第120条における自衛官又は自衛官候補生の募集に関する報告又は資料の提供を求められた場合には地方自治法施行令第1条の規定により、法定受託事務として事務処理をすることとなっております。

また、自衛隊法施行令第120条に基づく個人情報の提供は、個人情報保護法第69条第1項に規定する「法令に基づく場合」に該当するとの見解が国の機関である個人情報保護委員会より示されているところです。

こうした中、防衛大臣から募集対象者情報の提出について、紙媒体あるいは電子媒体で提供してほしい旨の求めがあるため、町では住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているところです。

こうした根拠に基づいて行っている事務ですので、町としては問題ないものと認識しております。

なお、町では令和5年度より募集対象者が情報提供の除外を希望する場合は、本人の申請により除外措置を取る旨を町ホームページにて周知しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり） 泉 美和子議員の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 町長がお答えになりましたけれども、そういう個人情報の観点からしても、法律家によって問題があるということで、今全国的にいろいろな自治体で市民運動などが起こっております。

そしてまた、先ほどの高校生の訴訟のほかに、神戸市などでも市民が裁判を起こしているという状況にあります。

それから、先ほどお答えになりました除外申請制度についてですけれども、これ、これを行っているから大丈夫なのだというか、いいのだということにはならないというところを申し上げたいと思うんですけれども、名簿提供の批判が高まっている中で、こういう除外申請を設けるということは、ほかの自治体でもやっておりますけれども、この除外申請というのは、自治体に対して名簿を提供してほしくない、除外してほしいというのを本人が申請する制度だということで、本人が申請しなければそのままになってしまうわけですね。だから、この除外申請のやり方もおかしいと思います。

個人情報を提供される側に責任と負担を強いるものであり、本人の同意がなくて個人情報は本来本人の同意がなければ提供してはならないということですので、それとの関連でもこの除外申

請というのは、ちょっとやったからいいと、これをやっているから個人情報制度に大丈夫なんだということではなくて、個人情報保護の立場からも大変問題が大きいものだと思います。

そして、仮に除外申請したときに、本人の内心が明らかになるということですね。こういうことも個人情報の保護からすれば問題だと思います。

今全国ではいろいろこういう、先ほど私がお話ししました、総務省、防衛省の何ら強制するものではないという、そこからいろいろやっぱり変えていっている、今まで閲覧だったけれども、防衛省の何ら問題でないというところから、さらに今度は名簿を提供するというように変わって、そして今度は、今のようなことがありましたので、さらに今度はまた元に戻すと。そういう自治体も出てきていますので、これは本当に大きな問題だと思います。

法的に先ほども言いましたけれども、自衛隊法とか、そういうのに基づいていると言っていますけれども、それがそもそもその情報を名簿で提供する根拠にはならないというところが今裁判に出ているところでもありますので、ぜひ、そこのところをもっと考えていただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席をお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

憲法においても条文解釈について多様な考え方がありますので、もちろん法律についても条文については多様な考え方があるものと思います。

先ほど泉議員がご紹介した内容については、多分多様なうちの1つの考え方についてのお話ではないかと思います。

私は、その多様な解釈の全てを把握していませんので、議員がおっしゃった1つの考え方を100%受け止めて判断するというわけにはいきませんが、多様な考え方がある前提においてお話をすると、今現在の取組について、法に基づいて私どもはそれを根拠として対応しているということです。

また、個人情報の扱いにつきましても、国の機関が法令に基づく場合に該当すると言っている解釈を行政機関である町が覆す法的な根拠と理解を持たない限り、議員がおっしゃった提案について直ちにやるというようにはいかないものと思いますので、町としても勉強いたしますが、いわゆる法律についての認識を深め、また、取扱いについても適切な対応をしていくということには変わりはありません。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子議員の再々質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 私も法律家ではありませんので、そういう点を町長と「いや」とかとやり合うことはできないんですけれども、少し勉強させていただいた中でお話をさせていただいています。

それで、自衛隊以外に、例えば警察だとか、そういう方々にも個人情報を提供していいということにはなっていませんよね。個人情報保護の法律からいくと、自衛隊だけがなぜこう許されるのかというか、そのこのところもすごく国、今の軍備を増強していくような、そういう政治の一端の現れにあるのではないかと思います。

名簿提供に変わったのは、安倍政権のときのことから出てきているというのが一般的に言われていますので、それで、この自衛隊法を根拠にした対応は、単なる職業紹介の事務とは異なります。命のやり取りをする可能性のある組織へとつながる糸口となるものだと思います。

このような事務に町としてどう関わるのか。これは本当に極めて慎重な判断と責任が求められると思います。

だからこそ、自分の個人情報をどう扱うのか、高校生といえども自己決定権が保障されるべきであると思います。

そのことを自覚して、ぜひ個人情報を慎重に取り扱っていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再々質問にお答えいたします。

個人情報については、十二分に慎重な扱いをしております。もちろん法令に基づいてです。

そして、先ほどおっしゃいました自衛隊についてのみ云々というお話がありましたが、法律があるから、私どもはやっている次第です。

そして、現実自衛隊以外につきましても、担当課長にこの後説明させますが、事件に関し必要な情報については、警察当局に提出することがあるというようになっておりますので、この詳細は担当課長に説明させます。

○議長（森元淑雄） 住民生活課長、答弁をお願いします。

○住民生活課長（木村英彰） ご質問にお答えいたします。

捜査情報につきまして、警察等に調査依頼がありました場合については、法令に基づき提出する場合がございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 補足、総務課長、答弁願います。

○総務課長（武田浩之） 補足の説明になりますが、法律に基づき名簿等を提供するという意味では、裁判員制度の裁判員候補者名簿、こちらにつきましても、求めに応じて提出しているところの1つになろうかと思います。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子） 学校給食費の無償化について質問いたします。

学校給食費の無償化を行う自治体が県内でも広がりました。完全無償化は、9市町村に広がっています。また、そのほか、半額補助の自治体、そして横手市などは今年度後半、第3子以降の児童生徒を無料化を行うとしています。

物価高騰が家計を直撃している中、保護者の経済的負担軽減を図り、子育て支援策として、町でも今こそ無償化に踏み出すべきではないでしょうか。

見解をお伺いいたします。

文科省は、6月12日、学校給食費の無償化についての初の全国調査を発表しました。政府による初めての全国調査は、学校給食費の無償化を求める世論と自治体の取組の広がりに押されたものです。文科省の調査では、昨年9月時点で全国の1,794自治体教育委員会のうち、公立小中学校等で何らかの方法で学校給食費の無償化を実施中と答えた自治体は722自治体あり、全体の40%に達しています。このうち、児童生徒全員を無償化している自治体は547自治体に上っており、広がりを見せています。

また、なお、この調査では、無償化の財源についても示しており、自己財源が最も多く、475、次いで、地方創生臨時交付金を活用した自治体が233となっています。

国が実態調査結果を発表しましたが、それを踏まえた対応は今後課題整理を行っていくことにとどまっており、残念ながら、無償化決定までには至っていません。

国と県に対し、学校給食費無償化の実現に向けた制度の構築を早急に行うよう、町としても求めていくべきではないでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では令和4年9月議会にて給食材料費増額を提案し、その増額分を保護者負担に求めず、町予算にて対応し、給食費の実質的一部助成を実施してきております。

令和6年度においても、小中学生の給食1食当たり35円を食材高騰対応として予算措置し、小中学生1人当たり年間約7,000円の支援、合計約750万円を上乗せ計上し、本来は保護者負担である学校給食費について、実質的一部助成をしているところです。

文部科学省においては、令和6年6月に「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果を公表しております。その中で、学校給食費無償化に関する調査も実施されており、国として学校給食費の無償化について調査がなされている状況ですが、議員ご説明のとおり、無償化に関する国の考え方は述べられておりません。

町としては、現段階では町負担分と合わせておよそ7,000万円の学校給食費保護者負担分を町が担う判断までには至っておりません。今後の国の動きについては注視するとともに、国の対応方針決定に時間を要すると見込まれる場合には、県町村会等を通じ、国へ要望を検討してまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「再質問はありませんが、いいですか」の声あり）

○10番（泉 美和子） いいですか。最後。

ぜひ、だから、国のいろいろな子育て支援で医療費の無料化なども国よりも自治体が先行して、各自治体が行ってきていますので、学校給食費もこうやって広がっていつていますので、ぜひ実施を早急にさせていただき、国にさらに求めていく、こういうことをぜひ行っていただきたいということを求めて終わります。

○議長（森元淑雄） 答弁は要りませんね。（「はい」の声あり）

これで、10番、泉 美和子議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

明日9月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後0時08分）